○農林水産省
環　境　省令第　　号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年　　月　　日

農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の表環境大臣の権限の項中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。